



答 申 第 23 号
平成15年12月22日

大阪府知事 太田 房江 様

大阪府環境審議会

会長 南



平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（答申）

平成15年12月22日付け環情第328号で諮問のあった標記について、
審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、
諮問で示された案を適当と認めます。

平成 1 6 年 度

公 共 用 水 域 及 び 地 下 水 の
水 質 測 定 計 画

大 阪 府

1 公共用水域の水質測定計画

平成 16 年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の公共用水域を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 測定点及び測定機関

水質測定点、底質測定点及び測定機関は、別表 - 1 及び別表 - 2 のとおりとする。

(1) 水質測定点

河川：105 河川 144 地点（環境基準点 94 地点、準基準点 50 地点）
 海域：大阪湾海域 22 地点（環境基準点 15 地点、準基準点 7 地点）

(2) 底質測定点

河川：49 地点
 海域：15 地点（12 地点は水質測定の実環境基準点と、2 地点は準基準点と重複）

3 測定期間

測定期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

4 測定項目

水質及び底質の測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 水質測定項目

	河 川	海 域
ア 人の健康の保護に関する項目 (健康項目)	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 （ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。）	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 （ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。）
イ 生活環境の保全に関する項目 (生活環境項目)	・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・生物化学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法) ・浮遊物質(SS) ・大腸菌群数(E-Coli) ・全窒素(T-N) ・全りん(T-P)	・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法、アルカリ性 法、ろ過酸性法) ・大腸菌群数 ・ノルマルヘキサノ抽出物質(油分) ・全窒素(T-N) ・全りん(T-P)
ウ 特殊項目	・ノルマルヘキサノ抽出物質(油分) ・フェノール類 ・銅 ・亜鉛 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん ・EPN	・フェノール類 ・銅 ・亜鉛 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん ・プランクトン数 ・クロロフィルa ・懸濁物質(浮遊物質) ・懸濁物質の強熱減量 ・濁度 ・EPN
エ 特定項目	・トリハロメタン生成能	
オ 要監視項目	・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン ・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン ・ダイアジノン ・フェニトロチオン ・イソプロチオラン ・オキシ銅 ・クロロタロニル ・プロピザミド ・ジクロロポス ・フェノカルブ ・イプロベンホス ・クロロニトロフェン ・トルエン ・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル ・ニッケル ・モリブデン ・アンチモン	/
カ その他項目	・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透視度 ・塩素イオン ・電気伝導率 等	・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透明度 ・塩分 ・電気伝導率 等

(2) 底質測定項目

	河 川	海 域
ア 健康項目	・総水銀 ・PCB	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB
イ 一般項目	・含水率	・水素イオン濃度 ・化学的酸素要求量 ・含水率 ・硫化物 ・酸化還元電位 ・強熱減量 ・全クロム ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分)
ウ その他項目	・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等	・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等

5 測定回数

測定回数は次表を原則とし、過去の検出状況、水道利水状況及び発生源の有無等を考慮のうえ、測定頻度を変更するものとする。

(1) 河川

	測 定 項 目		測 定 回 数
環境基準点	健康項目	P C B 農 薬 類 上記以外の項目	・年1回以上 ・年1回以上(農薬使用時期に実施) ・年2回以上
	生活環境項目	全窒素・全りん 大腸菌群数 上記以外の項目	・年4回以上 ・年12回以上(A、B類型のみ) ・年12回以上
	そ の 他	特 殊 項 目 トリハロメタン生成能	・年1回以上 ・年2回以上(水道利水のある地点)
準基準点	健康項目	全 項 目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	全窒素・全りん 上記以外の項目	・年2回以上 ・年4回以上
	そ の 他	特 殊 項 目 トリハロメタン生成能	・環境基準点と同様

通日測定は、水質管理上重要かつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上(各1日について2時間間隔で13回採水分析)。
河川の底質は、海域に直接流入する主要な河川において年1回以上。

(2) 海域

	測 定 項 目		測 定 回 数
環境基準点	健康項目	P C B 上記以外の項目	・年1回以上 ・年2回以上
	生活環境項目	大腸菌群数 ノルマルヘキサン抽出物質 上記以外の項目	・年12回以上(A類型のみ) ・年12回以上(A、B類型のみ) ・年12回以上
	そ の 他	特 殊 項 目	・年1回以上
準基準点	健康項目	全 項 目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	大腸菌群数・ノルマルヘキサン 抽出物質を除く項目	・年4回以上
	そ の 他	特 殊 項 目	・環境基準点と同様

海域の底質は、一般項目及びその他項目について年2回以上、健康項目について年1回以上

測定月は原則として次表のとおりとする。

年間測定回数	測 定 月
1 回	8月
2 回	8月、2月
4 回	5月、8月、11月、2月
6 回	5月、7月、8月、11月、1月、2月
12 回	毎月

6 試料の採取等

試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施にあたり、健康項目については、水域の水量いかんに関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態(河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時)にある時期とする。
- (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は、流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし、気温、水温及び水素イオン濃度については、個々の試料について測定する。また、次の項目については、午後3時に最も近い採水時の試料について測定する。
なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

- ・生活環境項目 (溶存酸素及び大腸菌群数)
- ・健康項目 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)
- ・特殊項目 (硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸性りん及び陰イオン界面活性剤を除く)
- ・要監視項目

海域の場合は、海面下1m層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5m層から採水する。底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

- (4) 以上の他、水質調査方法(昭和46年環水管第30号)を準拠する。

7 測定方法等

測定方法及び報告下限値等は、原則として別表1-3のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

8 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

9 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

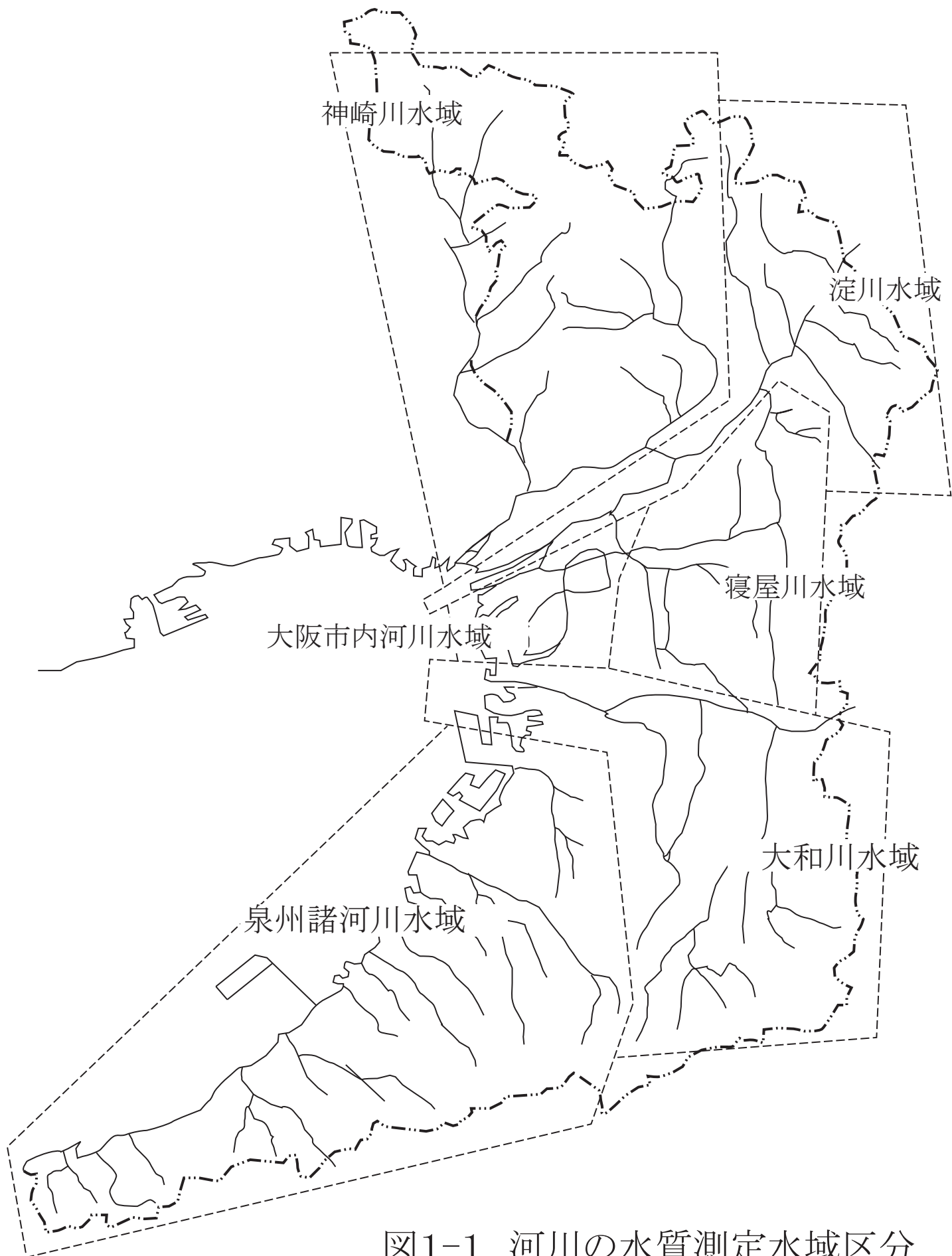


図1-1 河川の水質測定水域区分

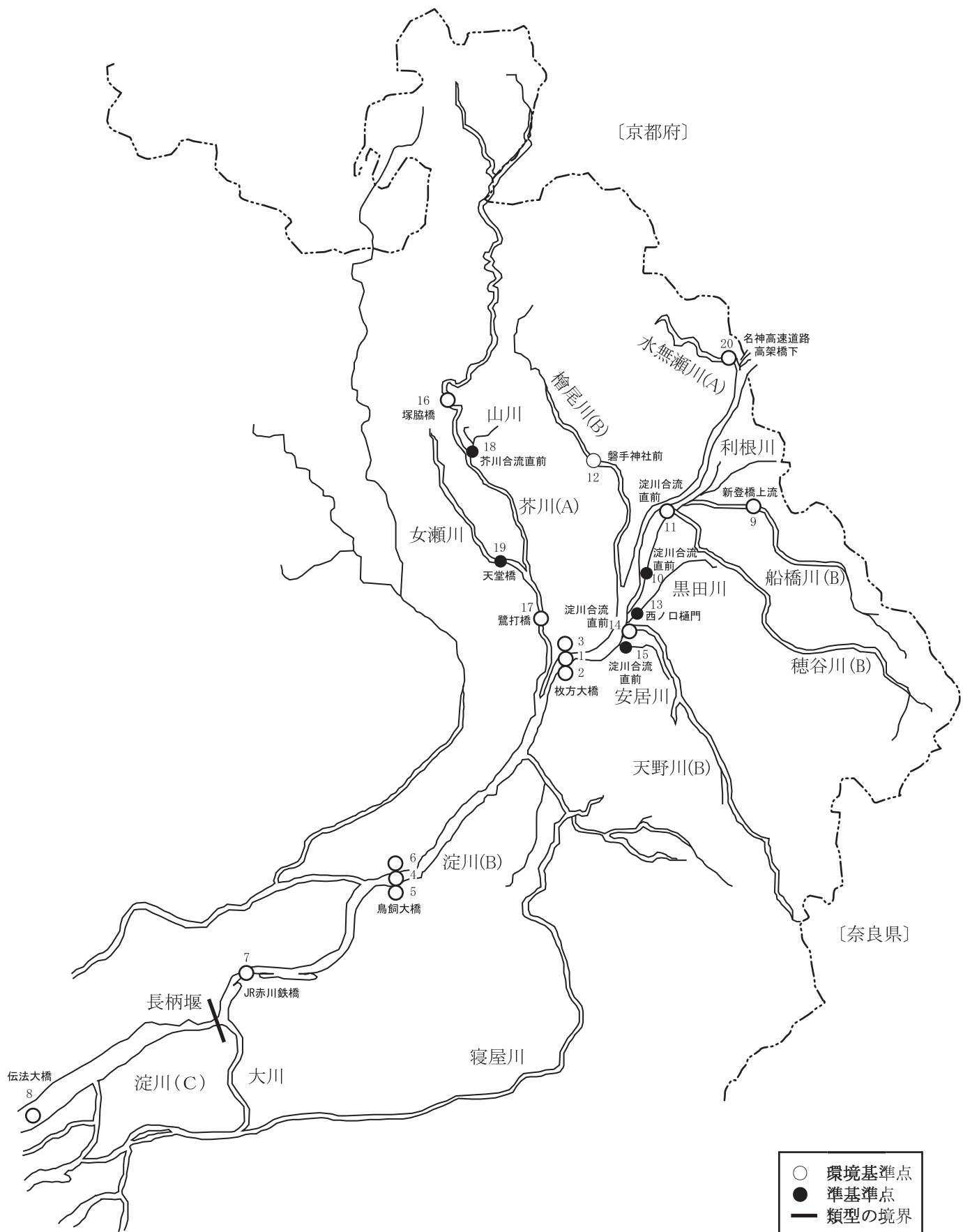


図1-2(1) 淀川水域の水質測定地点図

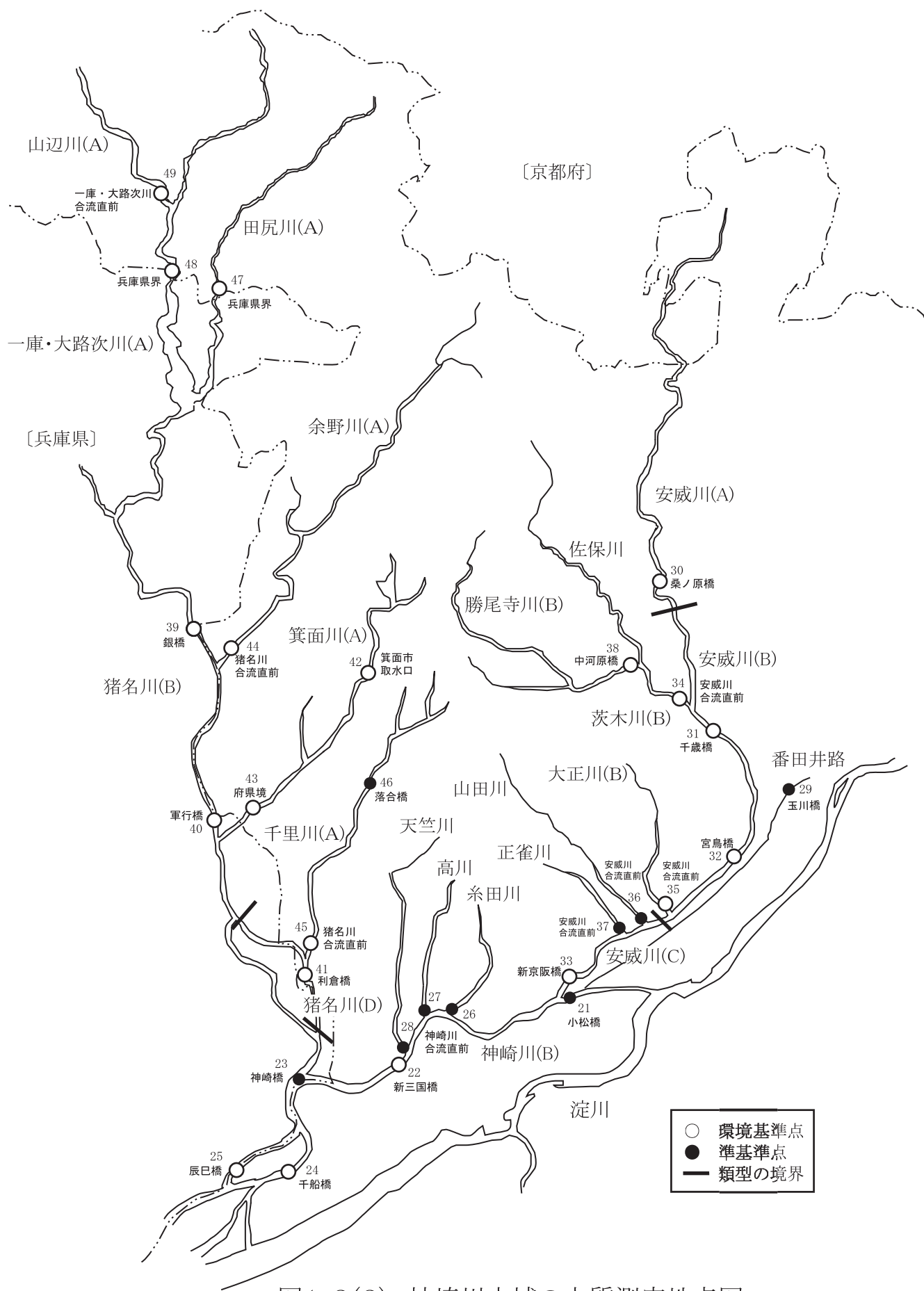


図1-2(2) 神崎川水域の水質測定地点図

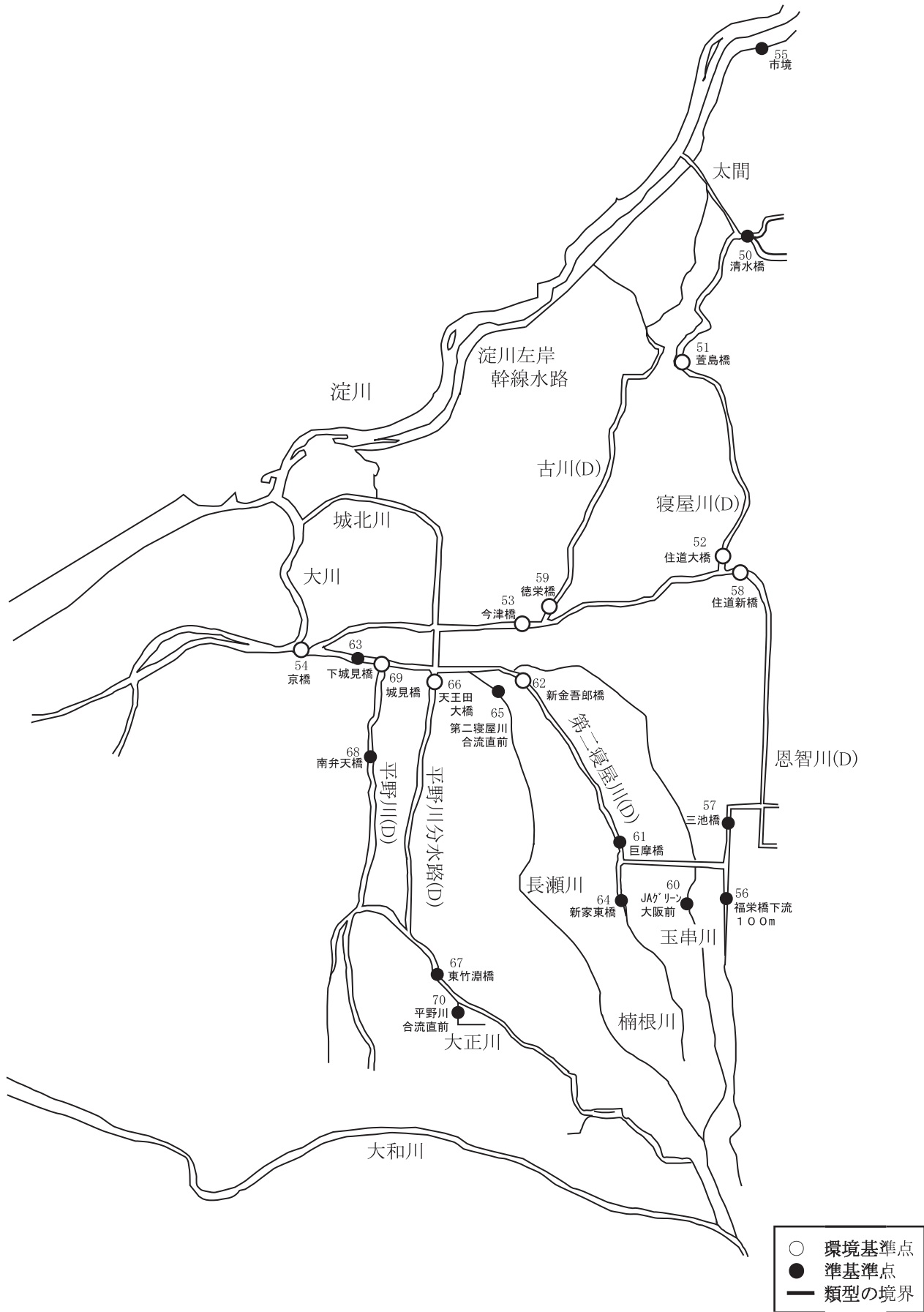


図1-2(3) 寝屋川水域の水質測定地点図

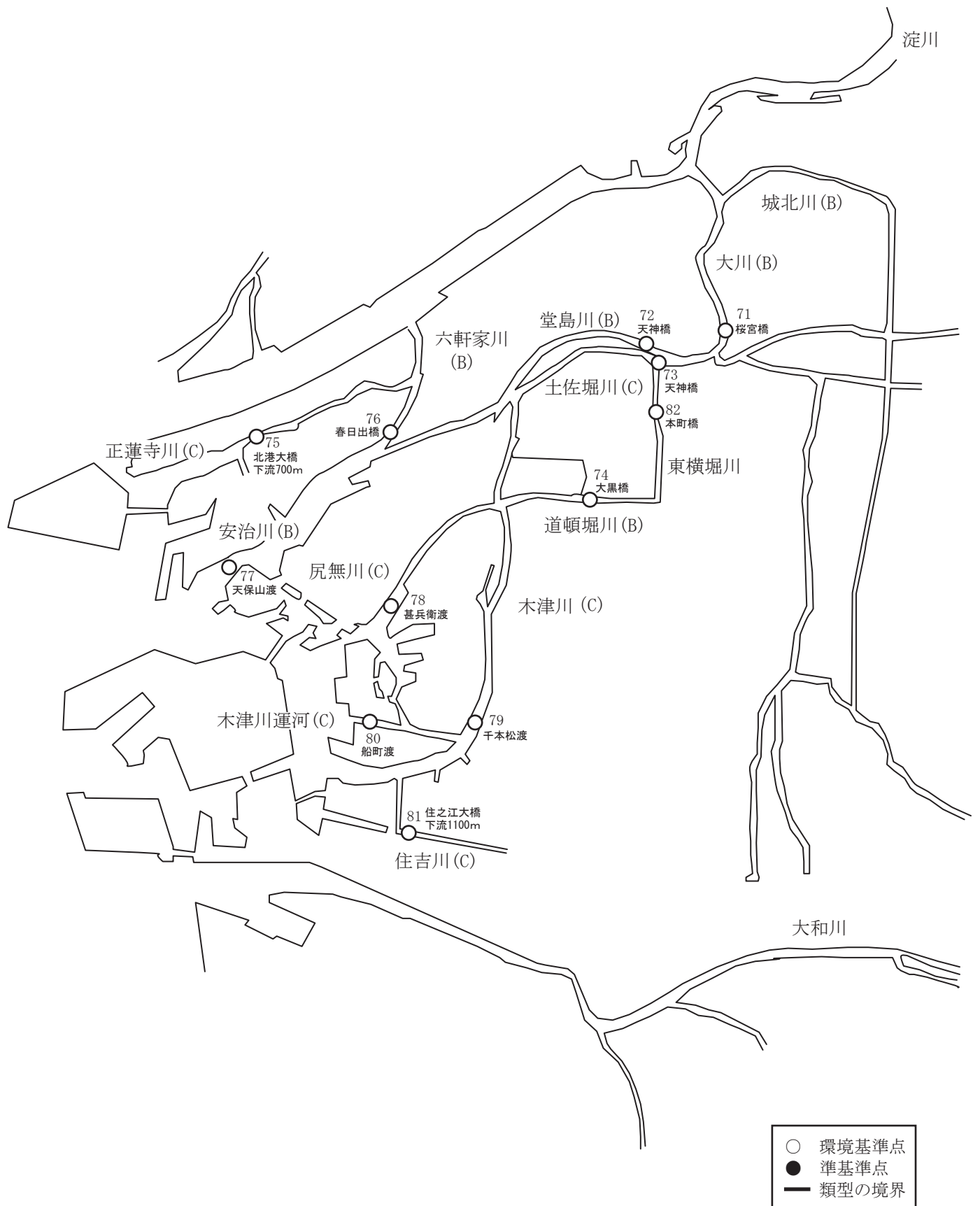


図1-2(4) 大阪市内河川水域の水質測定地点図

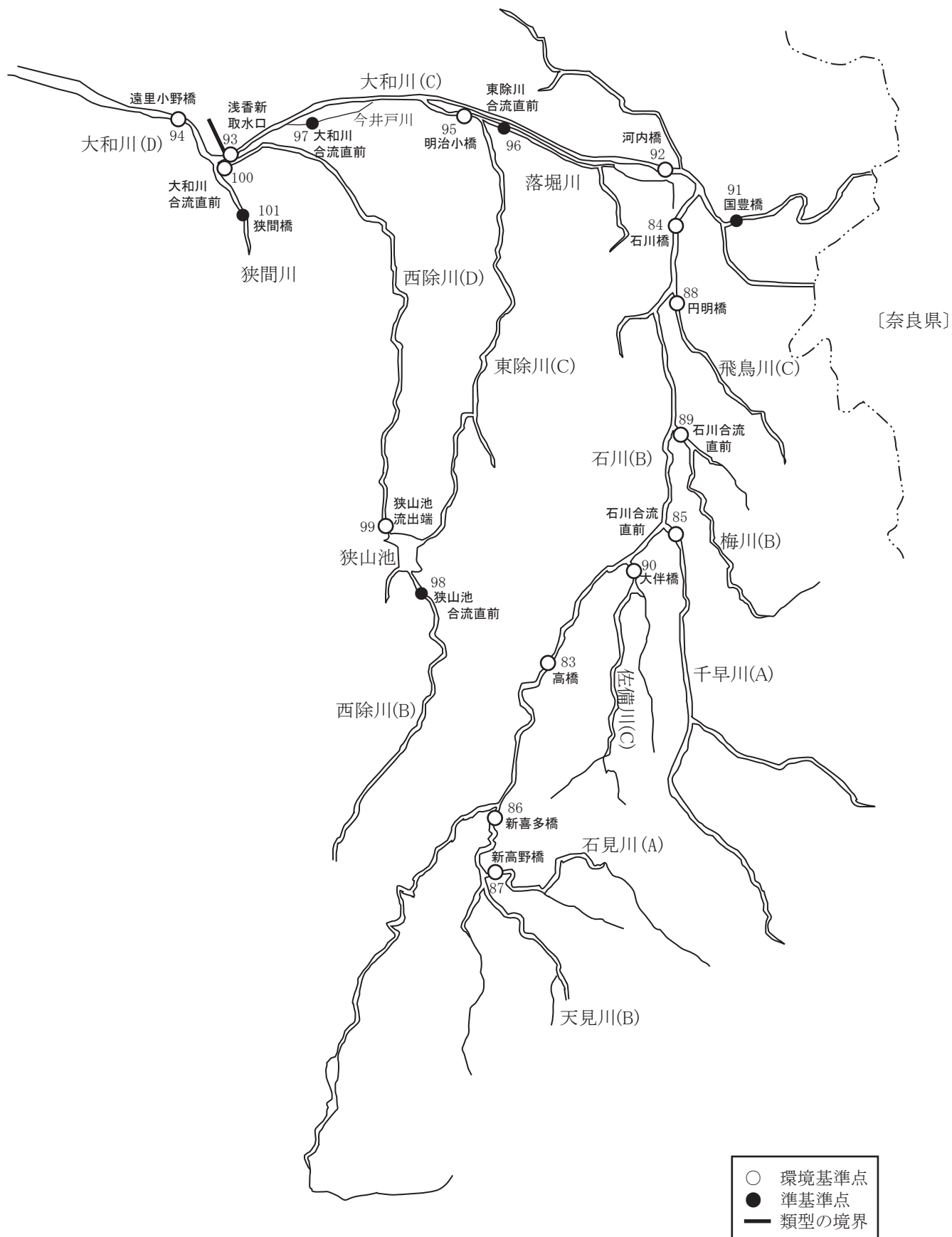


図1-2(5) 大和川水域の水質測定地点図

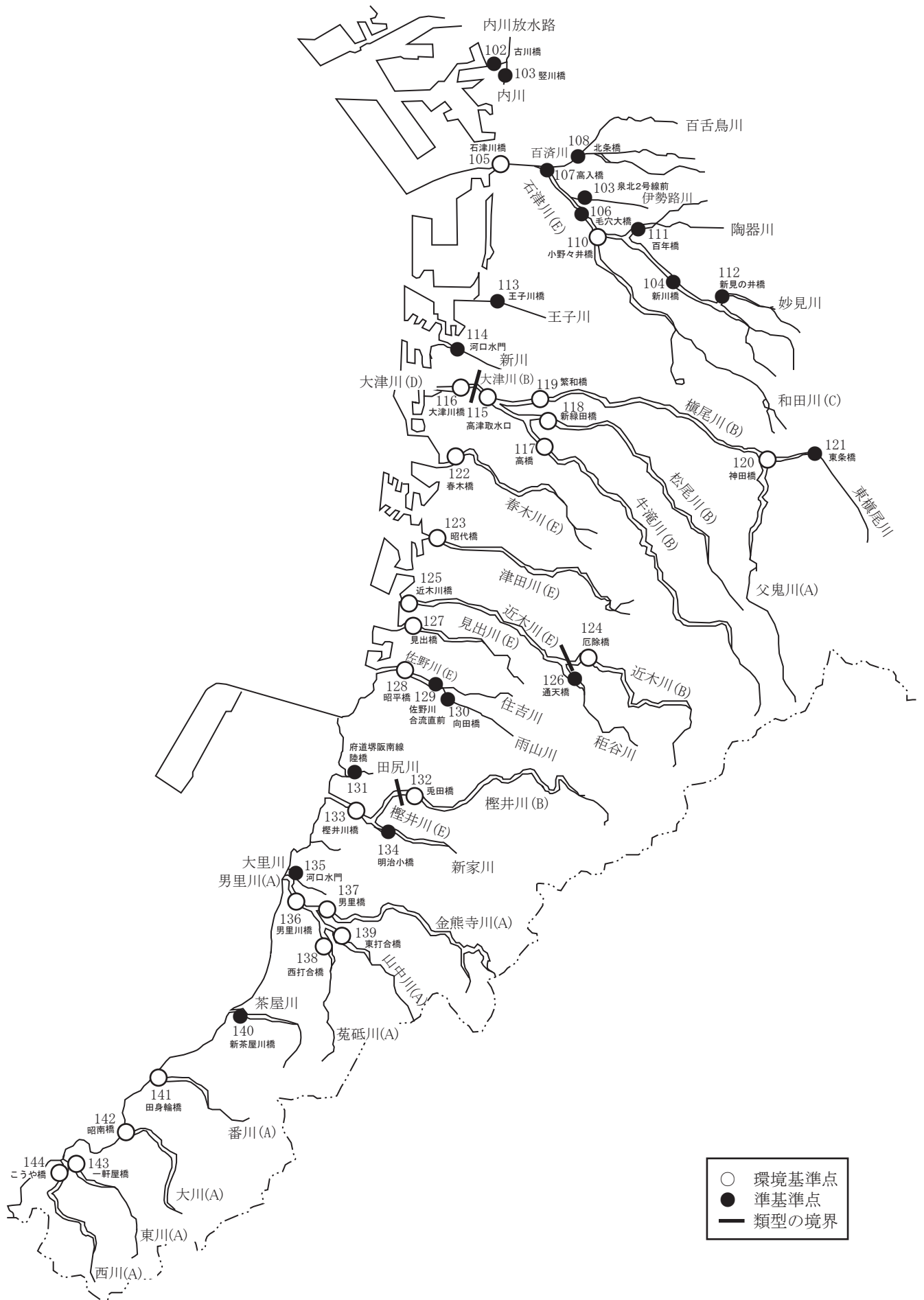


図1-2(6) 泉州諸河川水域の水質測定地点図

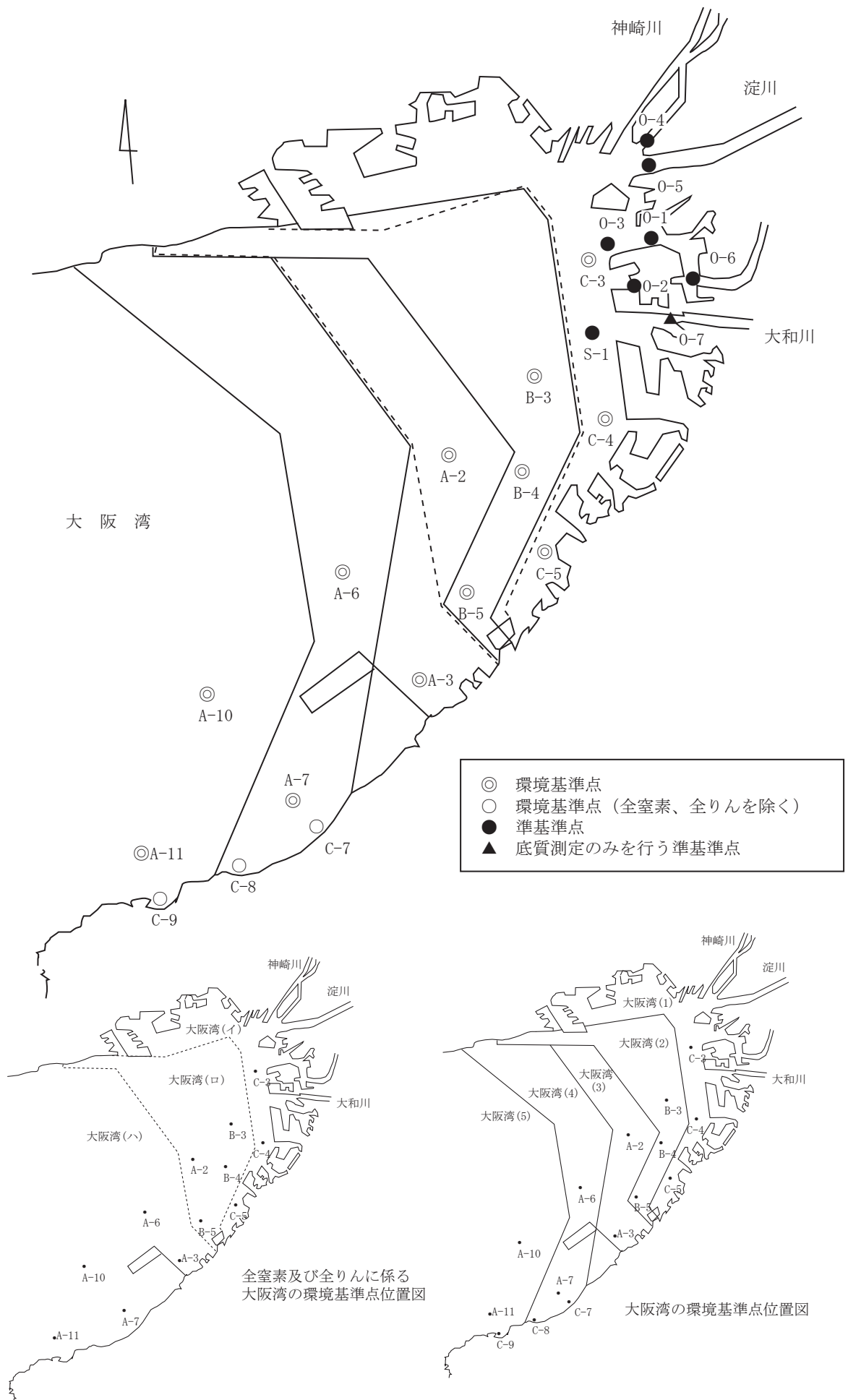


図 1-3 大阪湾水域の水質・底質測定地点図

別表 1 - 1 測定点及び測定機関総括表

(平成16年度)

測定機関	調査区分	水 質 測 定														底 質 測 定					
	水 域 区 分	河 川												海 域		河 川		海 域			
		淀川	神崎川	寝屋川	大阪市内河川	大和川	泉州諸河川	河川合計													
大阪府	環境基準点	1		10	12	2				9	12	20	30	42	57	15	15	28	12		
	準基準点		1	2	12		2			3	12	10		15			15	1	29	3	15
近畿地方 整備局	環境基準点	9		3	3					4	5			16	17			11	11		
	準基準点		9							1				1							
大阪市	環境基準点			1	2	5	7	12	12					18	21		6	5	5		
	準基準点			1		2								3		6					
堺市	環境基準点									1	2	2	11	3	13		1	2	2		
	準基準点									1		9		10		1					
岸和田市	環境基準点											2		2	2			2	2		
	準基準点												2								
豊中市	環境基準点			1	3									1	3						
	準基準点			2										2							
吹田市	環境基準点				3										3						
	準基準点			3										3							
高槻市	環境基準点	2												2	5						
	準基準点	2	4	1	1									3							
枚方市	環境基準点	3					1							3	7						
	準基準点	3	6			1								4							
茨木市	環境基準点			5	5									5	5						
	準基準点																				
八尾市	環境基準点						5								5						
	準基準点					5								5							
寝屋川市	環境基準点					1								1	2						
	準基準点					1	2							1							
東大阪市	環境基準点					1								1	4						
	準基準点					3	4							3							
合計	環境基準点	15	20	20	29	9	21	12	12	14	19	24	43	94	144	15	22	48	49	12	15
	準基準点	5		9	29	12			12	5	19	19	43	50		7		1	3		

別表1-2(3) 測定地点、測定回数一覧表(河川)

地図	水域	河川名	環境基準	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	担当機関	年間測定回数	生活環境項目										健康項目																		
										pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全りん	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チオベンザル	シマジン	オベンカルブ		
102	内放水	川路	-	古川橋	90101	21101	堺市		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
103	内川	-	竪川橋	90201	21201	堺市		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
104	石津川	E八	新川橋	90301	02751	堺市		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
105			石津川橋	90302	02701	堺市		48	12	12	12	12	-	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
106			毛穴大橋	90303	02752	堺市		13	13	13	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
107	百済川	-	高入橋	90401	21301	堺市		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
108	百舌鳥川	-	北条橋	90501	21401	堺市		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
109	伊勢路川	-	泉北2号線前	90601	24101	堺市		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
110	和田川	C八	小野々井橋	90701	07401	堺市		48	12	12	12	12	-	6	6	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
111	陶器川	-	百年橋	90801	21601	堺市		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
112	妙見川	-	新見の井橋	90901	21701	堺市		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
113	王子川	-	王子川橋	91001	21801	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
114	新川	-	河口水門	91101	21901	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
115	大津川	B口	高津取水口	91201	02801	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
116			D八	大津川橋	91202	02901	大阪府		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
117	牛滝川	B八	高橋	91301	03001	岸和田市		48	12	12	12	12	4	6	6	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
118	松尾川	B八	新緑田橋	91401	03101	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
119	横尾川	Bイ	繁和橋	91501	03201	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
120	父鬼川	Aイ	神田橋	91601	03301	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
121	河	東横尾川	-	東条橋	91701	22001	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
122	春木川	E八	春木橋	91801	03401	岸和田市		48	12	12	12	12	-	6	6	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
123	津田川	E八	昭代橋	91901	03501	大阪府		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
124	近木川	Bイ	厄除橋	92001	03601	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
125			E八	近木川橋	92002	03701	大阪府		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	6	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
126	稲谷川	-	通天橋	92101	22101	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
127	見出川	E八	見出橋	92201	03801	大阪府		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
128	佐野川	E八	昭平橋	92301	03901	大阪府		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
129	雨山川	-	佐野川合流直前	92401	22201	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
130	住吉川	-	向田橋	92501	22301	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
131	水	田尻川	-	府道堺阪南線陸橋	92601	22401	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
132	榎井川	Bイ	兔田橋	92701	04001	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
133			E八	榎井川橋	92702	04101	大阪府		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
134	新家川	-	明治小橋	92801	22501	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
135	大里川	-	河口水門	92901	22601	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
136	域	男里川	Aイ	男里川橋	93001	04201	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
137	金熊寺川	Aイ	男里橋	93101	04301	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
138	菟砥川	Aイ	西打合橋	93201	04401	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
139	山中川	Aイ	東打合橋	93301	04501	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
140	茶屋川	-	新茶屋川橋	93401	22701	大阪府		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
141	番川	Aイ	田身輪橋	93501	04601	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
142	大川	Aイ	昭南橋	93601	04701	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
143	東川	Aイ	一軒屋橋	93701	04801	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
144	西川	Aイ	こうや橋	93801	04901	大阪府		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
 2 「環境基準点」の内、印は環境基準点、印は準基準点を示す。
 3 印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
 4 丸囲み数字(⊙)はローリング調査導入地点

測定方法一覧表

(水質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値下限値
健康項目	カドミウム	日本工業規格(以下「JIS」という。)K0102 55	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	全シアン	「JIS K 0102 38.1.2及び38.2」又は「JIS K 0102 38.1.2及び38.3」	2桁	1桁まで	0.1mg/L
	鉛	JIS K 0102 54	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	六価クロム	JIS K 0102 65.2	2桁	2桁まで	0.02mg/L
	砒素	JIS K 0102 61.2又は61.3	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下「環境基準告示」という。)付表1	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	アルキル水銀	環境基準告示付表2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	PCB	環境基準告示付表3	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	2桁	4桁まで	0.0004mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	チウラム	環境基準告示付表4	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.001mg/L	
セレン	JIS K 0102 67.2又は67.3	2桁	3桁まで	0.002mg/L	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつてはJIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5、 亜硝酸性窒素にあつては JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.08mg/L	
ふっ素	JIS K 0102 34.1又は環境基準告示付表6	2桁	2桁まで	0.08mg/L	
ほう素	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は環境基準告示付表7	2桁	2桁まで	0.02mg/L	
生活環境	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	-	1桁まで	-
	溶存酸素量	JIS K 0102 32.1	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	化学的酸素要求量	<河川> JIS K 0102 17 <海域> JIS K 0102 17及び環境基準告示別表2の2の備考の2に定めるアルカリ性法	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	浮遊物質質量	環境基準告示付表8	2桁	整数	1mg/L
環境項目	大腸菌群数	環境基準告示別表2の1の備考の4に掲げる最確数法	2桁	1桁 × 10 ⁿ	1.8 × 10 ⁰ MPN
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分)	環境基準告示付表10	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	全窒素	<河川> JIS K 0102 45.2、45.3又は45.4 <海域> JIS K 0102 45.4	2桁	2桁まで	0.05mg/L
特殊項目	全りん	JIS K 0102 46.3	2桁	3桁まで	0.003mg/L
	フェノール類	JIS K 0102 28.1	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	亜鉛	JIS K 0102 53	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	全クロム	JIS K 0102 65.1	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 30.1	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1、42.2又は42.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	りん酸性りん	<河川> JIS K 0102 46.1.1又は46.1.2 <海域> JIS K 0102 46.1.1	2桁	3桁まで	0.003mg/L
	プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2(主なる種類の検索及び定量)	-	-	-
	クロロフィルa	海洋観測指針6.3	2桁	1桁まで	0.1µg/L
	懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102 14	2桁	整数	-
濁度	濁度	JIS K 0101 9.4	2桁	1桁まで	0.2度
	EPN	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日付け環水企第121号(平成11年3月11日改正)。以下「測定方法通達」という。)付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0006mg/L

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
特定項目	トリハロメタン生成能	平成7年環境庁告示第30号別表に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0004mg/L
	・クロホルム生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・ジクロロプロモホルム生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・クロロジプロモホルム生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・プロモホルム生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
要 監 視 項 目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	イソキサチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ダイアジノン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	フェニトロチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
	イソプロチオラン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	オキシ銅	測定方法通達付表2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	クロロタロニル	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	プロピザミド	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ジクロルボス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	フェノブカルブ	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	イプロベンホス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	クロルニトロフェン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.06mg/L
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	フタル酸ジエチルヘキシル	測定方法通達付表3の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.007mg/L
アンチモン	JIS K 0102 62.2又は測定方法通達付表6	2桁	4桁まで	0.0002mg/L	
その 他 の 項 目	気温	JIS K 0102 7.1	-	1桁まで	-
	水温	JIS K 0102 7.2	-	1桁まで	-
	色相	JIS K 0102 8	-	-	-
	臭気	JIS K 0102 10.1	-	-	-
	透視度	JIS K 0102 9	2桁	整数	-
	塩素イオン	JIS K 0102 35	-	整数	10mg/L
	塩分	海洋観測指針5.3	-	2桁まで	-
電気伝導率	JIS K 0102 13	3桁	整数	1mS/m	

(底 質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
健 康 項 目	カドミウム	昭和63年環水管第127号「底質調査方法」(以下「底質調査方法」という。)に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	全シアン	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	鉛	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	砒素	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	総水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	アルキル水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	PCB	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
一 般 項 目	水素イオン濃度	底質調査方法	-	1桁まで	-
	化学的酸素要求量	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.5mg/g
	硫化物	底質調査方法	2桁	1桁まで	-
	強熱減量	底質調査方法	2桁	1桁まで	-
	酸化還元電位	現場で測定することを前提とし、酸化還元電位計により測定	3桁	整数	-
	全クロム	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	ノルマルヘキサン抽出物質	環境庁指定「水島重油流出事故による環境影響総合調査方法」	2桁	1桁まで	0.5mg/g
含水率	底質調査方法	3桁	1桁まで	-	

備考1 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

2 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

3 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の1及び2の桁数処理を行う。

ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

4 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。

5 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、平均値を計算する。

環境基準等一覧表

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	

項目	基準値	対象水域
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	全 公 共 用 水 域
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は(注)3のとおり。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。
- 4 海域についてはふっ素、ほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア 河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

イ 海域

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.34mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
 3 類型 全窒素の基準値は平成16年度までの暫定目標である。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.3mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェントロチオン	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシシン銅	0.04mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下

項目	指針値
E P N	0.006mg/L以下
ジクロロボス	0.008mg/L以下
フェノカルブ	0.03mg/L以下
イプロベンホス	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	-
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	-

2 地下水質測定計画

平成16年度地下水質測定計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するとともに長期的な観点から定点における経年的な変化を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に行う地下水の水質調査とする。

3 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、別表2 - 1、別表2 - 2及び別表2 - 3のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 概況調査 | 86地点 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 138地点 |

4 測定期間

測定期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

5 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

イ 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち検出された項目とする。

(3) 定期モニタリング調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2 - 3に掲げる項目とする。

6 測定回数

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|-----------|------|
| (1) 概況調査 | 各測定地点において | 1回以上 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 各測定地点において | 1回以上 |

7 測定方法

測定方法は、原則として別表2 - 4のとおりとする。

8 試料の採取等

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

9 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとするものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

10 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

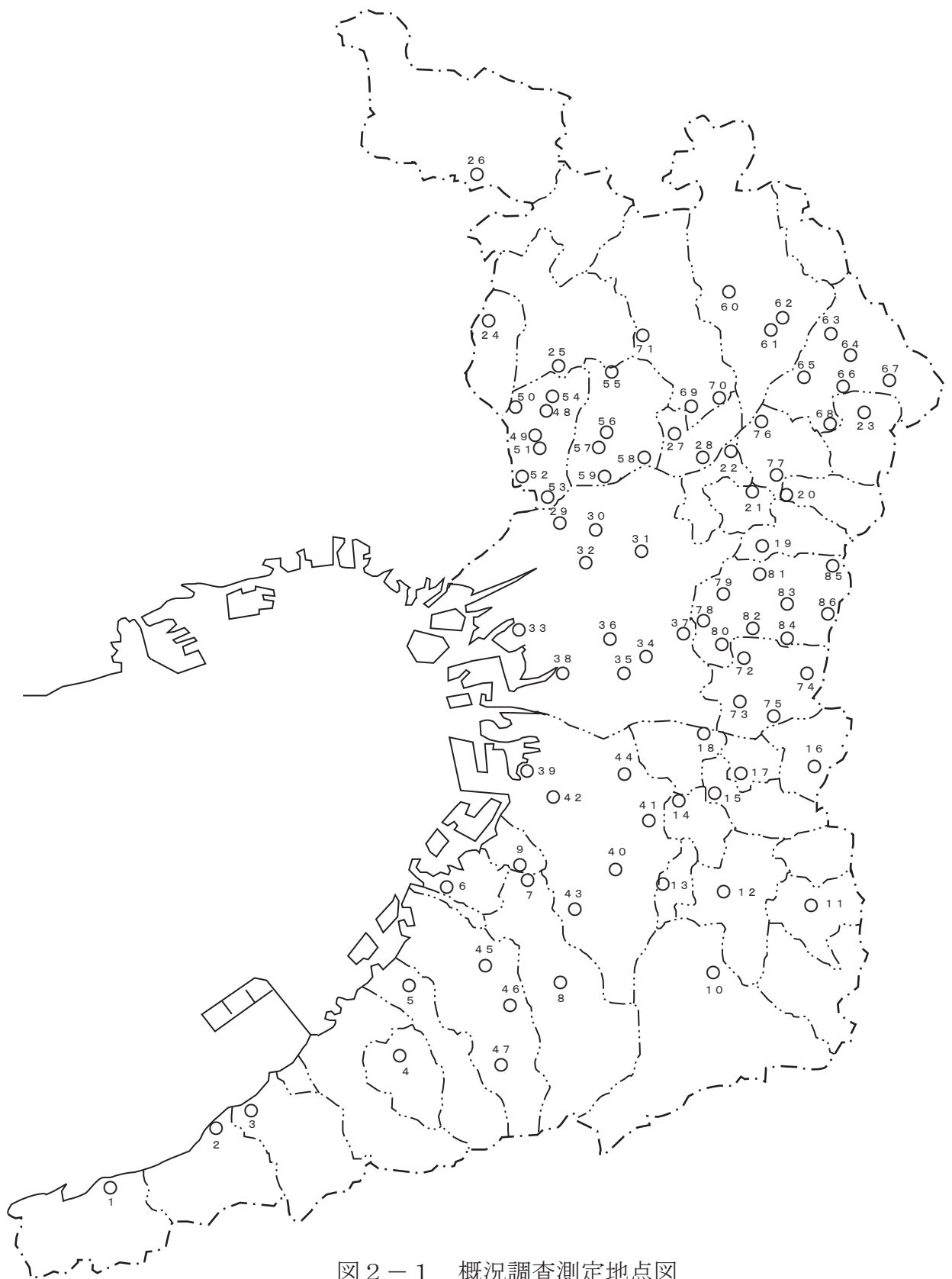


図 2 - 1 概況調査測定地点図
(平成 1 6 年度)

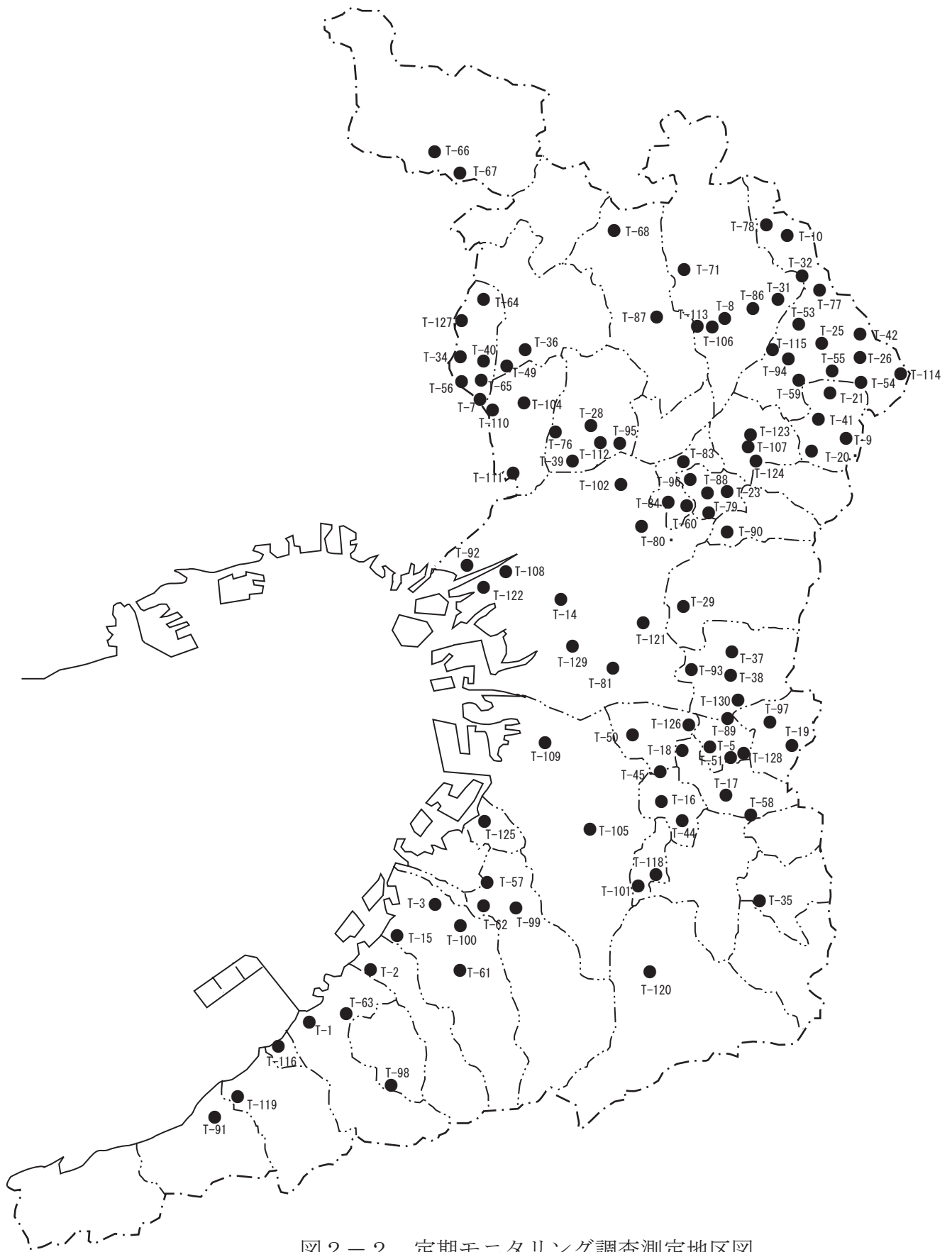


図 2-2 定期モニタリング調査測定地区図
(平成16年度)

測定地点及び測定機関総括表

(平成16年度)

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	27	63	90
国土交通省 近畿地方整備局	3	1	4
大阪市	10	11	21
堺市	6	2	8
岸和田市	3	5	8
豊中市	6	5	11
吹田市	5	6	11
高槻市	3	15	18
枚方市	5	15	20
茨木市	3	2	5
八尾市	4	7	11
寝屋川市	2	5	7
東大阪市	9	1	10
合計	86	138	224

別表 2 - 4

測定方法、環境基準等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	カドミウム	日本工業規格(以下「JIS」という。)K0102の55に定める方法	0.01 以下	0.001
	全シアン	JIS K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は38.1.2及び38.3に定める方法	検出されないこと	0.1
	鉛	JIS K0102の54に定める方法	0.01 以下	0.005
	六価クロム	JIS K0102の65.2に定める方法	0.05 以下	0.04
	砒素	JIS K0102の61.2又は61.3に定める方法	0.01 以下	0.005
	総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2 に掲げる方法	検出されないこと	0.0005
	P C B	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3 に掲げる方法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.02 以下	0.002
	四塩化炭素	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法	0.004 以下	0.0004
	1,1-ジクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.02 以下	0.002
	1,1,2-ジクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	1 以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.03 以下	0.002
	テトラクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.002 以下	0.0002
	チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4 に掲げる方法	0.006 以下	0.0006
	シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.01 以下	0.001	
セレン	JIS K0102の67.2又は67.3に定める方法	0.01 以下	0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.2.1、43.2.3 又は43.2.5に定める方法。 亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.1に定める方法	10 以下	0.08	
ふっ素	JIS K0102の34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6 に掲げる方法	0.8 以下	0.08	
ほう素	JIS K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7 に掲げる方法	1 以下	0.02	

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることををもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考3のとおり。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 総水銀についての基準の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。
- 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の4及び5の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。